

「EU共同大学院プレセミナー」  
 ティルマン・レプゲン教授連続講演：  
 「私法の弔鐘が聞こえる—EU差別禁止規則をめぐる—」  
 「ヨーロッパ私法の過去と現在における自由と責任」

屋 敷 二 郎\*

一橋大学・慶應義塾大学戦略的大学連携支援事業は、2009年3月24日および27日の二日間にわたり、ドイツ連邦共和国ハンブルク大学からティルマン・レプゲン教授を招き、「EU共同大学院プレセミナー」として連続講演会を開催した<sup>1)</sup>。

EUは、環境・人道分野における世界の強力な牽引車として、積極的にユーロ・スタンダード（欧州発の世界基準）の形成に取り組んでおり、これらの分野においては、もはやEUを抜きに世界基準を語ることはできない。しかし、こうした新しいユーロ・スタンダード構築の試みは、まさに過去のヨーロッパが世界に与えた基準である近代法システムと、常に整合的な訳ではない。環境・人道分野における新たな取り組みの根底には人権思想が存するが、この人権思想そのものを生み出した近代法システムと、現在のEUの挑戦は、いかなる関係に立つか。このたびの連続講演会は、このような問題設定に基づいて行われた。

講演はいずれも14時～17時に開催され、冒頭で佐藤智恵氏（24日）・内藤淳氏（27日）が本戦略的大学連携支援事業の概要を説明した後、ドイツ語で講演が行われ（ドイツ語原文及び日本語訳訳文を参加者に配布）、コーヒープレイクをはさんで、英語での活発な討論（一部は通訳を交えた日本語・ドイツ語での討論）が行われた。司会と通訳は両日とも屋敷が務めた。なお、東キャンパス・マー

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第8巻第3号2009年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科准教授

- 1) 講演会開催にあたっては、一橋大学21世紀COEプログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点」をはじめ、第1回につきEUSI（EU Studies Institute in Tokyo）、第2回につき法文化構造論総合問題（一橋大学大学院法学研究科）の協賛を得た。

キュリータワー 3201室で開催された第1回講演にはドイツ連邦共和国大使館のマーティン・エーバツ (Martin Eberts) 一等参事官をはじめ、学内外から12名の参加者があった。佐野書院応接室で開催された第2回講演には東京大学法学部客員教授として来日中のアルプレヒト・コルデス (Albrecht Cordes) 教授 (フランクフルト大学) をはじめ、学内外から13名の参加者があった。

\*

レプゲン教授は、EUの諸政策と近代法システムの整合性を問い続ける気鋭の私法学者・法史学者として知られる。1963年に生まれ、トリニア大学とケルン大学で法学を学び、1990年に第一次国家試験 (司法試験) 合格、司法修習を経て1994年に第二次国家試験に合格し法曹資格を取得する傍ら、クラウス・ルーイク教授の指導のもとでケルン大学近世私法史研究所にて研究を重ね、1993年に法学博士号を取得、2000年に教授資格を取得し、2002年から現職のハンブルク大学教授 (民法・ドイツ法制史・近世私法史担当) を務めている。

レプゲン教授の主要業績としては、

1. 『中世法学における契約誠実と履行強制』1994年 [博士学位論文]<sup>2)</sup>
2. 『私的自治からの訣別に非ず—消費者販売規則における強行法規の機能』2001年<sup>3)</sup>
3. 『私法の社会的使命—19世紀末の学問と法典編纂における根本問題』2001年 [教授資格論文]<sup>4)</sup>
4. 「差別禁止—私法の弔鐘が聞こえる」ヨーゼフ・イーゼンゼー編『契約自由と差別』2007年所収<sup>5)</sup>。

などがある。

---

2) Vertragstreue und Erfüllungszwang in der mittelalterlichen Rechtswissenschaft, [Schöningh:] Paderborn - München - Wien - Zürich 1994 [= Rechts- und Staatswissenschaftliche Veröffentlichungen der Görres-Gesellschaft, N. F. 73], 387 S.

3) Kein Abschied von der Privatautonomie. Die Funktion zwingenden Rechts in der Verbrauchsgüterkaufrichtlinie, [Schöningh:] Paderborn - München - Wien - Zürich 2001 [= Rechts- und Staatswissenschaftliche Veröffentlichungen der Görres-Gesellschaft, N. F. 95], 129 S.

4) Die soziale Aufgabe des Privatrechts. Eine Grundfrage in Wissenschaft und Kodifikation am Ende des 19. Jahrhunderts, [Mohr Siebeck:] Tübingen 2001, 582 S.

24日の第1回講演「私法の弔鐘が聞こえる—EU差別禁止規則をめぐる」では上記業績4.をもとにEUの差別禁止規則が現代ヨーロッパ私法学の見地から検討され、27日の第2回講演「ヨーロッパ私法の過去と現在における自由と責任」では上記業績3.をさらに展開させた2003年の論文「私法における自由と責任は過去のものか？」<sup>6)</sup>をもとにヨーロッパ法史学の見地からこの問題の歴史的背景に光があてられた。いずれも豊富な学識に裏打ちされた鋭い分析の視角が提示され、差別禁止問題に対する私法的措置の問題点を浮き彫りにし、人間の人格的尊厳に基づいた自由と私的自治の意義を高らかに宣言するもので、格調高く感銘深い講演会であった。

以下に掲載する翻訳文は、今回のEU共同大学院プレセミナー連続講演のために、レプゲン教授に自らの論文を縮約する形で作成してもらった原稿に基づくものである。したがって、引用等の出典は本稿に全く付されていないが、これについては、それぞれ元となる論文に詳細な脚注が付されているので、そちらを参照していただければ幸いである。なお、訳者が参照した訳文の出典は、本文中に括弧書きで示した。

＊ ＊

思えば、私がまだ大学院博士課程に在籍していた1995年、日本学術振興会の特別研究員に採用されて財政的基盤が確保され、かねてより尊敬していたルーイク教授に師事したいとケルン大学近世私法史研究所に受け入れを打診した際、教授に代わって交渉の相手方となったのが、当時まだ助手だったティルマンである。以来はや15年の交友関係になる。その間、私がHitotsubashi Journal of Law and PoliticsやZNRなどに拙いドイツ語の論文を発表するたびに、彼はいつも忙しい時間を割いて、快く校閲を引き受けてくれた。彼が語学面の修正のついでに

- 
- 5) Antidiskriminierung – die Totenglocke des Privatrechts läutet, in: Josef Isensee (Hrsg.), Vertragsfreiheit und Diskriminierung, [Duncker & Humblot:] Berlin 2007, S. 11-98 (= Wissenschaftliche Abhandlungen und Reden zur Philosophie, Politik und Geistesgeschichte, 40).
- 6) Sind Freiheit und Verantwortung im Privatrecht Vergangenheit, in: Dieter Dölling (Hrsg.), Jus humanum. Grundlagen des Rechts und Strafrecht. Festschrift für Ernst-Joachim Lampe zum 70. Geburtstag, [Duncker & Humblot:] Berlin 2003, S. 399-420

随所に書き込んでくれる鋭いコメントを読む際は、いつも身の引き締まる思いがする。私にとっては、まさに畏友という言葉が相応しい。

それゆえ、一橋大学・慶應義塾大学戦略的大学連携支援事業の枠組みによって、このたびレプゲン教授の学識を日本に紹介する機会を得たことは、まさに欣快の至りであった。本企画の意義をご理解いただき実現に向けご支援いただいた事業代表者の山内進教授、各方面に奔走していただいた事業コーディネーターの喜多智栄子氏をはじめ、関係者各位には、この場を借りて心から御礼を申し上げたい。